

三重とこわか国体鳥羽市案内所・休憩所設置要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体鳥羽市歓迎・接伴基本計画に基づき、鳥羽市で開催する第76回国民体育大会「三重とこわか国体」において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）への各種案内や憩いの場の提供を行うため、案内所及び休憩所の設置運営について、必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所及び会場内案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、主要交通施設等に関係機関と協議の上、設置する。また、会場内案内所及び休憩所は、競技会場に設置する。

4 設置期間

総合案内所の設置期間は、関係機関等と協議の上、期間を定める。また、会場内案内所及び休憩所の設置期間は、競技会の開催期間中とする。

5 開設時間

総合案内所の開設時間は、関係機関等と協議の上、時間を定める。また、会場内案内所及び休憩所の開設時間は、開会行事又は競技開始 30 分前から競技終了又は閉会行事終了後 30 分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

- ア 競技日程等の案内に関すること。
- イ 交通、宿泊及び観光等の案内に関すること。

(2) 会場内案内所

- ア 大会参加者等の案内に関すること。
- イ 競技案内に関すること。
- ウ 交通、宿泊及び観光等の案内に関すること。
- エ 障害者への対応に関すること。
- オ 遺失物・拾得物の受付に関すること。
- カ その他案内業務に関すること。

(3) 休憩所

- ア 休憩場所の提供に関する事。
- イ 大会参加者等へのおもてなしの提供に関する事。
- ウ その他休憩所に必要な業務に関する事。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所・休憩所の設置について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所・休憩所については、この要項に準じて実施し、競技団体と協議の上、必要に応じて運用する。

附則

この要項は、令和2年5月15日から施行する。